フロン類回収業変更届出・廃業届出について

１ 変更の届出について

登録申請に記載した下記の内容に変更が生じた場合は、その日から３０日以内に変更届出書を提出してください。

(１)　申請者に係る変更

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・事業所の名称及び所在地

・法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の氏名

・申請者及び役員等が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所

(２)　設備等に係る変更

・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

※ 届出の変更の内容の欄に、設備の種類、能力、台数を必ず明記すること。

２ 提出書類

(１)　提出部数

２部（うち１部は、受付印を押して届出者に返却されます。）

(２)　変更届出書

(３)　申請者が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(４)　添付書類

登録申請書の添付書類にならって、別紙のとおり必要書類を添付してください。

３　添付書類

(１)　個人の住所等が変更の場合

　　　①　住民票（本籍地記載のもの）の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（登録証明番号記載のもの）

　(２)　法人の名称、住所等が変更の場合

　　　①　法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

　　　②　役員変更にかかる新旧対照表

　(３)　申請者が未成年である場合でその法定代理人の住所等が変更の場合

　　　①　法定代理人の住民票（本籍地記載のもの）の写し

　　　②　法定代理人の変更の場合は、その代理人の住民票（本籍地記載のもの）の写し又は法定代理人の精神の機能障害により当該業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを確認するために必要と認められる書類（登記されていないことの証明書等）。

　(４)　設備等に係る変更の場合

　　　①　変更したフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

　　　　　（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し）

　　　②　変更したフロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することなどを証する書類

　　　　（自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し）

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

 　　　　　　　　年　　月　　日

　高松市長　　　　　　　　殿

 （郵便番号）

 住　　所

 氏　　名

 　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　年　　月　　日付け第　　　　　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
|  変更の理由 |  |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

登録申請書添付様式（引取業、フロン類回収業）

役員の状況

|  |  |
| --- | --- |
| （ふ　　り　　が　　な）氏　　　　　　　名 | 役　　　職　　　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　申請者が法人の場合、その全ての役員（注）の氏名、ふりがな、役職名を記入してください。

（注）役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

フロン類回収業者登録申請書添付様式

事業所の名称及び所在地、回収するフロン類の種類等

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 |  |
| 所　在　地 | （郵便番号）電話番号 |
| 回収しようとするフロン類の種類 |
|  | ＣＦＣ |  |
| ＨＦＣ |  |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 |
|  | 設備の種類 | 　　　　　　　能　　　　　　力 |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| ＣＦＣ用 | 　　　　　　　　台 | 　　　　　　　　台 |
| ＨＦＣ用 | 　　　　　　　　台 | 　　　　　　　　台 |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 　　　　　　　　台 | 　　　　　　　　台 |
| 名　　　称 |  |
| 所　在　地 | （郵便番号）　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 回収しようとするフロン類の種類 |
|  | ＣＦＣ |  |
| ＨＦＣ |  |
| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 |
|  | 設備の種類 | 　　　　　　　能　　　　　　力 |
| 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| ＣＦＣ用 | 　　　　　　　　台 | 　　　　　　　　台 |
| ＨＦＣ用 | 　　　　　　　　台 | 　　　　　　　　台 |
| ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 　　　　　　　　台 | 　　　　　　　　台 |

　＊　高松市内に、複数の事業所がある場合は、全てについて記入してください。

（フロン類回収業）

高松市長　　　　　　　　殿

　　申請者が下記の欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

申請者　　　住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者名）

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号に規定する欠格要件一　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者二　使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者三　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者四　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの五　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者六　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が一から五までのいずれかに該当するもの七　法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの |

３ 廃業等の届出について

登録を受けた事業者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、各事由に定める者は、その日から30日以内に廃業等届出書を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 事　　　　　　由 | 届 出 提 出 者 |
| １ | 個人事業者が死亡した場合 | その相続人 |
| ２ | 法人が合併により消滅した場合 | その法人を代表する役員であったもの |
| ３ | 法人が破産により解散した場合 | その破産管財人 |
| ４ | 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 | その清算人 |
| ５ | その登録に係る引取（フロン類回収）業を廃止した場合 | 引取（フロン類回収）業であった個人又は法人を代表する役員 |

フロン類回収業廃業等届出書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 高松市長　　　　　　　　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

 使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条第1項において準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録年月日及び登録番号 |  　　　　年　　月　　日　　　第　　　　　　　　　　号 |
| 届出事由の生じた日 | 　 　　　年　　月　　日 |
| 届出の事由 |  　１　死亡した 　２　法人が合併により消滅した 　３　法人が破産により解散した 　４　法人が合併又は破産以外の事由により解散した 　５　その登録に係るフロン類回収業を廃止した （※　上記のうち、該当する事由に○を付けてください。） |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において

署名は必ず本人が自署するものとする。